

多度津町農業委員会議事録

令和2年12月11日午前8時50分より午前9時45分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営改善計画認定申請等に対する意見の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

| | |
|-----------|------|
| 議長 | 大西和芳 |
| 職務代理者（2番） | 土田敏雄 |
| 職務代理者（3番） | 山崎義行 |
| 4番委員 | 三野敏彦 |
| 5番委員 | 横關幹夫 |
| 6番委員 | 斯波明美 |
| 7番委員 | 矢野和幸 |
| 8番委員 | 中村稔 |
| 9番委員 | 秋山義充 |
| 10番委員 | 伊達和博 |
| 11番委員 | 山崎賢三 |
| 12番委員 | 篠原壽雄 |
| 13番委員 | 西山正美 |
| 14番委員 | 細川清二 |

農地利用最適化推進委員（7名）

| | |
|------|------|
| 1番委員 | 堀家徹 |
| 2番委員 | 眞鍋憲明 |
| 3番委員 | 中北一郎 |
| 5番委員 | 山地文 |
| 6番委員 | 池田一普 |
| 7番委員 | 村井文教 |
| 8番委員 | 宮武良充 |

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（1名） 4番委員 大谷泰則

農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 亀山 佳久 |
| 農地係長 | 吉田 清司 |
| 主任主事 | 中西 祐太 |

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

会長

失礼します。改めましておはようございます。

本日は、大変お忙しい中、12月の定例会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、先日の研修会におかれましては、たくさん参加していただきまして、改めましてお礼申し上げます。お疲れさまでございました。

最近、朝晩は寒くというかこれが平年並みぐらいに冷えてきておりますけども、まだまだ平均というか昼間の温度はまだずっと高く小雨で続いておるようなことかと思えます。

そんな中で7月の総会がありまして、それから4か月ちょっとというふうなことになりますけども、今年最後の定例会ということで、の間ですけども、皆さん方にご指導いただきまして大変感謝しております。改めてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

そんな中で、先ほど朝晩寒くなってきましたというふうなことも言いましたけども、最近マスコミ等々においても出ておりますように、本当に野菜の価格が非常に低迷といいますか安い価格が続いておるというふうな状況になっておろうかと思えます。そんな中で、町内でも今はブロッコリーなりミニトマトの出荷等々が進んでおる中でございますけども、先日ちょっと聞きますと、面積がブロッコリーもトマトも昨年からはほとんど変わっていない状況の中で、11月のところではブロッコリーが大体137%、4割弱多い、昨年から比べて多い出荷量になつとるようです。また、トマトにつきましても1割弱多い出荷量になっておるようでございます。

そんな中で、直近の市況を聞いてみますと、ブロッコリーで昨年の同時期から比べて大体2割5分ぐらいの安値になつとるようです。トマトについても大体同じぐらい、昨年同時期から比べて2割5分ぐらいの安値が続いておるようでございます。この辺は、大体生産者の皆さん方はもう既にご存じかと思えますけども、そんな中で、天気にもよりますけども、今後の需要と供給のバランスがどんな具合になるかというふうに心配をしておるところかなというふうに思っております。

す。

いずれにしても、ご苦勞をしとるだけの売上げがありますように望むところになるろうかと思えます。十分体にお気をつけて、それぞれ農作業に従事していただきたいなというふうにも思っております。

それでは、今月の議案の審議をよろしく願いをいたしたいと思えます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

本日は、議案第5号の説明のため、産業課農林水産係の村山主任主事が同席しております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、大谷委員さんが所用のため欠席との連絡がありました。

農業委員の出席につきましては、14人中14人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思えます。よろしく願いします。

議長

それでは、早速ですけども、初めに本日の署名委員さんを指名させていただきますと思えます。

4番の三野委員さん、5番の横關委員さん、よろしく願いしたいと思えます。

続きまして、昨日の小委員会の報告を中村委員さんのほうからよろしく願いいたします。

中村委員

おはようございます。

そしたら、昨日の小委員会の報告のほうをさせていただきます。

昨日9時から小委員会を開催しました。まず最初に現地確認ということで、議案第2号の3つの農地及び議案第3号の土地の確認に行きました。議案第3号と議案第2号の番号2ですかね。それは同じ敷地内というか土地にありましたので、実際には3か所の農地の確認ということになっております。確認した結果、特に問題はないのではないだろうかということになりました。

現地確認から帰ってきた後は全ての議案について検討をいたしました。そのほかの議案についても、特に大きな問題はないのではないかとということになっております。この後、また審議のほうをよろしくお

願います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等がありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

なければ、早速ですけれども、議案の審議に入らせていただきたいと思えます。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について(報告)を議題といたします。

事務局よりご報告をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から7番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、2月から別の耕作者が耕作する予定となっております。

番号2番につきましては、香川県農地機構と借受人の貸借を解約しました。

番号3番から6番につきましては、同じ借受人が香川県農地機構を通じて1月から引き続き貸借を行う予定です。

また、7番で解約した農地につきましては、議案第2号の農地法第3条申請にて売買予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明で、何かご意見、ご質問があったらよろしく願います。特に、地元の委員さんのほうから何かありましたら願います。

どうぞ。

9番委員

7番、●●さんいうて、山崎さんにお聞きしたい。どこになるの。

職務代理(3番)

何なん、場所、何が、どこになるって。

9番委員

これは京都って。誰やったんかな、どこやった。どこら辺の家で。

職務代理(2番)

どこの実家やらいうのは昨日言いよったやろう、小学校の。

職務代理(3番)

これは小学校の下、集荷場の前の家。学校へ上がり際の坂のところに2軒あるやろう。

9番委員

左側にある。

職務代理(3番) 左脇。●●●●●を解体しよるのを貸しとったやろう。表の納屋の
前に●●●●●が転がっているやろう。

9 番委員 あれ、妹は●●のとこ。

職務代理(3番) ●●のとこや。

9 番委員 兄貴か、これは。

職務代理(3番) 弟やろう。

9 番委員 弟か。はい、ありがとう。

職務代理(3番) はい。

議長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第1号は報告案件というようなことで、よろしくお願いたしたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番、譲渡し理由は農業の廃止、譲受け理由は所有地買収となります。県の河川改修工事に伴い、山階の自宅及び農地が買収となるとのことで、新たに道福寺にて自宅を購入し、その自宅前にある本農地で農業をするということで今回申請がありました。

番号2番は、譲渡し理由は農業の廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号3番は、譲渡し理由は労働力不足、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

9番委員

●●いうたら、山崎さんどこかな、●●●。

職務代理(3番)

うん、●●●。

9番委員

これは、現在どのぐらい持つとの。今、中西君何ぼ言うたん。

事務局

現在所有はゼロなんですけれども。

9番委員

ゼロやろう。

事務局

はい。ゼロなんですけれども、12月1日から機構を通じて2筆ほど貸借しておりまして、現在2,340平米の耕作をしております。

9番委員

それで3,000オーバーに。

事務局

はい。

職務代理(3番)

ゼロではないだろう。

事務局

台帳上は一応ゼロということ。

職務代理(3番)

ああ、台帳上は。実際はあるのにな。

事務局

ああそうですね。お家の前に。

職務代理(3番)

畑だったら耕造改善事業の下に。家の横も畑やった。

議長

ほかに何かご意見等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございます。異議なしということで、承認いたします。

続きまして、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、非農地となった理由としては、昭和20年より以前に現在の所有者である●●●●●さん75歳の主人の両親が居住をしており、農家住宅及び作業場として使用していました。その後、両親も亡くなり、平成4年頃には空き家となり、また●●夫婦も町外で居住しており、農業はしていませんでした。今後については、議案第2号2番で農地法第3条許可を得た●●●さんが農業経営をするのに当たり、農業用倉庫、作業場、進入路として使用するために、

非農地証明のしるし、所有権移転をするものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

9番委員

ここってどこらになるのかな。

11番委員

常盤池いうたらご存じかな。あれのもっと奥にモーターがあるんだけど、その池のすぐもう下の辺ですか。あそこの真ん中に1軒の家がある。

9番委員

はい、ありがとうございます。

議長

ほかはないようでしたら、ちょっと私のほうからお願いといいますか、一応担当は、これは地域、場所としては伊達さんが担当のほうになるのかな。

伊達委員さん、この●●さんが住んどった家をご存じですか。小原で、知らんのかな。

10番委員

今聞いたんや。

議長

山崎さんはご存じかな。

11番委員

私は、近くで田んぼ預かって耕作しとる。

議長

というのはちょっと、先ほどの議案第2号のところも出てきた農地の管理が今後できよるかできよらんか、それとこの議案第3号にかかるところが、住居としてなっとったんですけども、それを農業用施設として管理をしていくということのようなんです、その辺は地元伊達委員さん、山崎委員さんもそっちの、その近辺で作業をなさるとるようなんや、そこら辺りで今後実際そういう農地の管理、農業用施設の管理ができとるかどうや、目を光らせてと言うたらちょっと言葉があれなんやですけど気に留めとっていただきたいなというふうや思っておりますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

11番委員

現在はきれいに耕作というや耕している、草がいっぱい生えとったんや。

議長

昨日見たら、草の除去はできとる。

11番委員

うん、それはやとる。

議長

ちょっと今後しばらくの間、いつまでか言うたらあれなんやけども、また気に留めとっていただいたら。

ほかになんかご意見等ございませんか。

(なし の声あり)

議長 特にご意見、ご質問がないようでしたら、議案第3号につきまして承認することにつきまして異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

貸付期間につきましては、記載のとおりです。合計といたしまして、15筆9,203平米となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、12月15日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、何かご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願いいいたします。

(なし の声あり)

議長 特にないようでしたら、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第4号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定申請等に対する意見の決定についてを議題といたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします横關委員さん、西山委員さん一時退席をお願いします。

(横關委員・西山委員退席)

事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号 農業経営改善計画認定申請等に対する意見の決定について。

10経営体より、農業経営改善計画認定申請書が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

今回の議案について、担当である農林水産係村山主任主事より説明いたします。よろしく申し上げます。

村山主任主事

認定農業者担当の村山です。よろしく申し上げます。

今回は、認定農業者の認定について、新規認定の申請が3件、更新認定の申請が6件、変更認定の申請が1件、それぞれ提出されました。そこで、先月の11月24日に、多度津町地域農業再生協議会担い手部会を開催し、そこで審査を行い、担い手部会としては計画を承認することとしました。本日は、農業委員会のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、ご説明させていただきます。

まずは、新規認定申請の3件についてご説明します。

● ●●様の計画をご覧ください。

この方は現在40歳で、認定新規就農者の認定を受け営農しておりましたが、5年間の認定期間が終了し、このたび認定農業者へと移行するために今回の申請書が提出されました。露地野菜を中心に営農されており、青木や三井地区で農地を集積しています。5年後の目標としましては、露地野菜につきましては現状の面積のまま収量を増やし、水稻や裸麦は作付面積を拡大します。また、ご両親が経営していた施設アスパラガスを経営に統合するようになります。

次に、●● ●●様の計画をご覧ください。

この方は現在52歳で、奥白方地区で主に施設ミニトマト35アールや、施設ブドウ35アールを栽培されています。家族4名と雇用労働力で営農しております。以前から認定農業者に準ずる水準の経営規模でしたが、今回改めて申請書が提出されました。5年後の目標としましては、基本的には現状の経営を維持していくような計画になります。

次に、●●●●●●●●●●●●●●●●の計画をご覧ください。

こちらは、葛原地区の集落営農法人で主に露地野菜を生産しており、法人の設立は平成29年12月7日になります。設立当初は経営

規模が小規模でしたので、認定農業者の申請はしておりませんでした
が、近年の規模拡大に伴い、5年後の目標値では認定農業者の所得水
準を達成できる見込みとなりましたので、今回認定の申請書が提出さ
れました。5年後の目標値としましては、現在の作目の面積を増やし
ていくような計画になります。また、ホームページを活用し、無人販
売などの直接販売の拡大も目指しております。

次に、更新認定申請の6件についてご説明します。6件とも12月
27日で5年間の認定期間が終了しますので、それに伴い継続して認
定を受けるための申請になります。

まずは、●● ●●様の計画をご覧ください。

現在66歳で、庄や三井地区を中心に農地を集積し、米麦やブロッ
コリーを生産されています。5年後の目標としましては、麦類やブロッ
コリーの作付面積を拡大する計画になります。

次に、●● ●●様の計画をご覧ください。

現在78歳で、庄地区で施設ミニトマトを中心に営農されておしま
す。また、JAの機械銀行に登録し、遊休農地の雑草管理の作業受託
もされています。以前に作付されていた露地野菜のレタスやブロッコ
リーは、現在水稻に転換しております。現状の数値は、昨年収穫期の
途中で少し体調を崩されたため、生産量が通常の6割程度となってお
りますが、5年後の目標としましては、施設ミニトマトを通常の収量
を目指ししっかりと生産、収穫していくような計画になります。

次に、●● ●●様の計画をご覧ください。

現在47歳で、葛原地区で施設ミニトマトを中心に営農されておしま
す。5年後の目標としましては、現在の経営規模を継続し、その中
で収量を確保し、所得を向上させていく計画になっております。

次に、●●●●●●●●の計画をご覧ください。

こちらは、庄地区で米麦による営農を行っております。5年後の目
標としましては、米麦の作付拡大と、あとは組合員の遊休施設を活用
し、新たに施設アスパラガスの栽培を始めます。

次に、●●●●●の計画をご覧ください。

道福寺地区で麦作を中心とした営農を行っております。5年後の目
標としましては、小麦の作付を拡大する計画となっております。

では次に、●●●●●●●●●●の計画をご覧ください。

主に、山階、奥白方地区で、露地野菜による営農を行っております。
5年後の目標としましては、今後も規模拡大と機械化による効率

化を進めていく計画となっております。

最後に、変更認定申請が1件あります。

●●●●●●●●●●●●●●の計画をご覧ください。

こちらは、令和2年4月26日の総会で、代表理事が●● ●●様から●● ●●様に変更になりましたので、それに伴い経営改善計画も変更になっております。代表理事と役員の方は変更しておりますが、それ以外は以前認定をいただいた数字がそのまま記載されております。

認定農業者の説明については以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問等をよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ありがとうございます。特にないようでしたら、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議はないようですので、議案第5号は承認といたしたいと思えます。ありがとうございました。

(横関委員・西山委員着席)

議長

おそろいですので、それではこれで議案は以上になりますけども、その他につきまして事務局から何かありましたらよろしく願いいたします。

事務局長

それでは、事務局より2点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は12月受付分農振除外申出書についてです。

初めに、来月分の農地機構貸借案件についてお願いします。

事務局

【その他に2点について事務局より説明】

事務局長

引き続き来月の予定についてご報告いたします。

1月の小委員会は、19日火曜日午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、9番秋山委員さん、推進委員さんは6番池田委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、20日水曜日午前9時から第1会議室で行います。署名委員さんは、6番斯波委員さん、7番矢野委員さん、8番中村委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますのでよろしく願い

たします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、その他にも含めて全体で何か、今回の提案以外でも何かありましたらよろしくお願いいたしたいと思います。

議長

今後またいろいろ問題点なりが出てきたら、その都度また検討したらええと思いますので、当面は従来どおり運用していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、こういう時節柄でございますんで、これで閉会をいたしたいと思ひますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長

それでは、冒頭の挨拶でも若干触れましたけども、年末まではちょっと早いんですけども、今年一年お世話になりましたありがとうございます。また新しい年が皆様方にとりましてよい年をお迎えされますようにご祈念を申し上げまして、閉会をさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。